

第三十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第三十一号

(四六四)

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

有馬 英治君

小沢 辰男君

齋藤 三三君

首藤 新八君

中垣 國男君

濱田 正信君

岡田 利春君

中嶋 英夫君

山ロシヅエ君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席府委員

通商産業事務官

(企業局長)

通商産業事務官

(重工業局長)

委員外の出席者

專門 員

越田 清七君

本日開議に付した案件

割賦販売法案(内閣提出第四〇号)

機械類割賦信用保険臨時措置法案

(内閣提出第七二号)

○小川(平)委員長代理

これより会議を開きます。

割賦販売法案及び機械類割賦信用保険臨時措置法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。中村重光君。

(小川(平)委員長代理退席、委員長着席)

○中村(重)委員 割賦法案について質問いたしますが、昨日中村重光君の質問に對しまして、大臣は、割賦法の取引秩序をよくするというにとどまるのであつて、この法によつて割賦販売の助長を考へていない、そのような答弁であつたのでありますが、私どもは、現在の割賦販売の伸びというところから考へてみても、本法の制定によつて、御説明がございましたように、消費者の保護ということが行なわれ、かつまた販売者側の保護政策が行なれるということになつて参りますならば、必然的に割賦販売の助長というものは行なわれてくる、このように考へるわけでありまして、その結果が、昨日の質問にもございましたように、消費者の信用膨張といったような形も出て参りましたし、あるいはまた経済的な影響というものが出てくるかと思ふのであります。本法制定によつてその影響というものを大臣は考慮しておられないのであるかどうか。昨日の答弁のように、ほんとうに毛頭助長しようとしておられるのであるかどうか、その点に對してあらためて大臣の答弁を伺いたいと思ひます。

○中村(重)委員 きのう、これを特に助成するとか助長するとかいう政策は、この法律にはとられていないというところを申し上げたのでありますが、ただいまの情勢はだんだん割賦販売が普及されつつあります。その間においてとかく消費者、購入者の方が経済的な立場においては弱いのでございませう。その弱みにつけ込んでいろいろな営利をむさばるといふようなことが、とかく行なわれがちであるというやうな情勢にもありますので、そういう点を防止いたしまして、健全な割賦販売が普及されることを期待いたしますけれども、特にこれを政府の手でもつと助長しようといふところまではいいない、こういうことを申し上げたわけでありませう。

○中村(重)委員 割賦販売法は前国会におきまして提案されて、安保国会のために廃案になつておるのであります。ところが、廃案になりました割賦販売法と、ただいま提案されております割賦販売法のねらいといふものが違つておるのか、まずその点を伺いたいと思ひます。

○椎名國務大臣 骨子においては違つておりません、大体同じものであります。

○中村(重)委員 では、目的は同じであります。——前の割賦法案の審議の際に池田前通産大臣は、健全な消費は、経済の拡大にぜひ必要であるといふので、割賦販売に踏み切つたと答弁をいた

しておるのであります。なるほど昨日の大臣の答弁を見ましても、ただいま私の質問に對する答弁の中にも、健全な消費といふものは期待をして、こういうのであります。しかし、特にこれを伸ばそうとは考へていない。ところが、池田前通産大臣は、健全な消費は経済の拡大に役立つと思つて割賦販売に踏み切つたのだ、こう言つておるのであります。健全な消費といふものが目的ではなくて、そうした健全な消費といふものは経済の拡大に役立つのだ、経済の拡大といふことを目的としておるのであります。そうなりますと、割賦販売の成長、伸びといふものに対する期待といふものが目的であり、中心である、このように考へるのであります。そういうことを申すならば、ただいま大臣が特にこれを伸ばそうとしていないといふわけは、ただいま提案されております割賦販売法の骨子、すなわち目的と、前に廃案になりました割賦販売法といふものは私は違つておると思ふが、その点をどう考へになりますか。

○椎名國務大臣 今あなたは、前の通産大臣が健全な消費は経済の成長に役立つといふことを言つたといふお話でありましたが、私もそう思つております。ただこの法律自体が、何か特別の目標を置いてそこに突き進んでいくといふやうな性格を持った法律ではない。法律それ自身は意欲的なものではない。法律は健全な割賦販売といふものを、世の中に普及させることのため

に諸種の弊害を未然に防止するといふところに重点が置かれておるといふことを申し上げただけでございまして、私自身もこういふやうな法律があつて初めて割賦販売といふものが健全になり、そしてそれがいろいろ国民経済生活といふものに、非常な好影響をもたらすものであるといふことはもちろん考へておりますし、また高度成長にともなう制度が非常に役立つといふことも考へておりますけれども、この法律自体がそういう目的をうたい、その目的のために諸種の規定が置かれておるといふのではない、こういうことを申し上げておるのであります。

○中村(重)委員 池田前大臣の答弁は、健全な経済の拡大に割賦販売がぜひ必要である、こう言つておるのであります。私はただいまの大臣の答弁、今まで大臣が答弁してこられたことと、池田前通産大臣の答弁とは、ニュアンスの違いだけではないと思ふ。やはり法のねらいが違つておると思ふのであります。経済の拡大にぜひ必要であるといふ考へ方から割賦販売法案といふものを提案したのであるといふことは、この割賦販売法を制定することによつて取引の公正を期していくといふやうなこともありましようけれども、いわゆる取引の公正といふことがほんとうのねらいではない、いわゆる秩序法といふものがほんとうのねらいではないのだ、このように考へるのであります。割賦販売はほとんど行なわれておる、だがしかし取引が公正に行なわ

れてない、そのために弊害が非常に多いというところで、割賦販売法を制定するというところ、割賦販売法を制定して消費者が買いやすくていい、また販売業者にいたしてもいろいろな弊害を除去していく、この割賦販売によって経済の成長をはかっていくのだ、販売を向上させていくのだ、こういった考え方というものは、内容的に相当異なってくると思うのであります。取引秩序法——ただいまの御説明のようでありまうならば、取引の面においていろいろな弊害も除去していくのだ。結果的には販売の健全な成長にはなるかもしれない。しかしながら、この割賦販売を伸ばしていく、いわゆる成長をはかっていく、助長をしていく、こういうことになりまして、これが中心ということになって参りますと、いわゆる政策的な性格を帯びていなければならないと思うのであります。前の国会におきましても、いわゆる消費者金融の問題であるとか、あるいは信用調査の問題であるとか、あるいは保険の問題であるとか、もろもろのことが要望されたと思うのであります。しかし、ただいま提案されておりますこの法案の内容は、そうした前の国会におきまして各委員より強く要求された何ものも満たしてないというところでありまう。こう考えてみますと、この法の制定の目的というものが非常に変わってくる。このことを私は考えます。ゆえに、池田前通産大臣が答弁しておりますこの法のねらい、椎名通産大臣が答弁しておられるところのそのねらいというものが違つておるのだ。だから、この点は私ども審議の上にも非常に影響があるか

ら、その点をきりきりしてもらいたす。このように申しておるのであります。再度御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○椎名通産大臣 割賦販売の健全化を、あくまで直接のねらいとするものでございまして、結局割賦販売の健全な発達というところを直接のねらいとしている。こういうことによつて国民経済の拡大発展にも寄与するでしょうし、国民経済の健全化ということにも寄与するでしょう。いずれにいたしましても、これがいろいろな弊害を生ずる上生じないとは、われわれの国民経済の上において非常に大きな各種の違ひが出てくるわけでありまう。その直接のねらいは、あくまで秩序を正しくする、健全化をはかるということにあるのでございまして。

○中村(重)委員 そうすると、お尋ねしますが、取引秩序を公正にして、販売者を保護し、消費者を保護していくのだ、こういったいわゆる保護というものが行なわれまうと、勢い販売業者も安心をして割賦販売を行なうことになる。消費者もそのようになるわけでありまう。してみますならば、必ず割賦販売というものは大きく成長してくる、助長されるということとは間違ひないと思ひます。そのことを期待しておられるならば、昨日笹本委員あるいは田中委員の質問に対してお答えになったような——現在、現状においては大きくはなないのだ、外国ではなるほど割賦販売が相当成長しておるようであるけれども、日本の現状においては大きくはなない、このような御答弁があつたのであります。私

どもは、法の制定というものは、現在の時点においてとらえていくのではななくて、現在の時点においてこの法を制定したならばどのような効果と影響があるか、かつまた、この法の制定によつて将来どのような影響をもたらされてくるか、そのことを中心に置いて法の制定が行なわれていなければならぬと思ひます。してみますならば、この法の制定が割賦販売の助長に大きく役立つということは、すなわち、経済的影響というものは当然起こってくるわけでありまう。そのことを十分念頭に置いて法の制定を行なうという場合においては、当然、単なる交通整理的な取引秩序を直すということだけではなくて、もっと政策的な、意欲的な法律の制定というものがなされなければならぬ。そのことがなされていぬ。その点はどうお考えになつておられるのか、お答えを願ひます。

○椎名通産大臣 きのう笹本委員から御質問のあつたのは、各国の事例によつても明らかのように、消費者信用というものが割賦販売等々と一緒に発達をして、そして、それが景気のよいときには消費者信用というものはますます拡大する、一たん景気が悪くなると、一番先に整理されるのが消費者信用である。でありますから、景気の波をこの消費者信用というものは顕著にしておる。こういうような状況にかんがみて、これに対する対策をどう考えておるかというように、たしか御質問であつたと思うのでございまして。日本におきましては、これから消費者信用というものが本格的に発達するのであつて、その発達の状況が、はたして

外国と同じようなものになるか、あるいはいわゆる日本版になっていくか、その推移を見たとこれに対する対策を考えてもおそらくはならないようなことを私は申し上げたわけでありまう。ただいまのところは、とにもかくにもこの割賦販売の普及の情勢に對処して、弊害面を防止いたしまして、そういう健全な発達を期待する、そういう一点にまず政策を向ける、そういう段階であるというふうに私は考えている次第であります。

○中村(重)委員 大臣が強調しておられます弊害の除去、これは逐条審議をいたしますならば、この法の制定によつてどれほどの弊害が除去されるのか、その点が明らかになってくると思ひます。その点が明らかになってくるのであります。私は、やはり前通産大臣が答弁されておられますように——本法の制定が経済の成長に大きく役立ってくる、かつまた、この法律は経済の調節にも大きな役割を果たすのだ、このように池田前通産大臣は答弁しておられるのであります。ただいま大臣が答弁されたようなこと、考え方というものは大きな開きがあると私は思ひます。大臣は、日本においては大きくはなない、こうおっしゃるのだけれども、この割賦販売というものが例年急速な伸びを見せておるといふこととあります。その伸びを示しておるといふ中において弊害が除去されるならば、これはより急速な伸びが期待できるはずであります。してみますならば、現在の時点において大きくはなないのだ、伸びてきたならばそのときに考えればいいじゃないか、そういう態度で法の制定をなさるといふことは、私は

間違ひだと思ひます。この割賦販売法の制定をどれほどの業者が期待しておるか。大企業においても期待があるわけでありまう。あるいはチケット販売業者の期待はさらに大きいのであります。だから、そういった業者がこの割賦販売法の制定に対して側面から推進運動をやっているではありませんか。それほど業者の期待があるということは、すなわち、この割賦販売というものが、この法の制定によつて相当大きな発展をして参ります。ならば、ただいま大臣は、現在の時点においての弊害というところをいろいろ言われておりますけれども、もつと大きな問題点が出てくると私は思ひます。昨日の質問にもございしましたが、消費信用の膨張というものが、よつて起るよつて起る、あるいはデパートの進出によつて起る中小企業の圧迫、進出によつて起る中小企業の圧迫、そのようなことが起こってくるのだというところは、昨日も指摘されたのであります。私もそのように考えます。ならば、現在、単に割賦販売をやつておるところの販売業者と購入者との、いろいろトラブルというような問題よりも、より大きな問題が派生してくるというところは間違ひないと思ひます。ならば単なる交通整理法ではなくて、政策的な法の制定ということをやれば、内容に對していろいろそのような強い要求があつたのであります。それを全然この法の中に盛り込んでないという点はどういう点にあつたか、またその点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○椎名通産大臣 この割賦販売の法律

を出しまして、今行なわれておる割賦販売がより一そう健全に発達することをわれわれは期待するがゆえに、かような法律を出したわけでありませう。法律そのものの目標は、あくまで割賦販売の健全化でございます。まず健全にしておいて、そしてこれを政策的にもっと助長するような必要性が起こった場合には、今度はこれを助長立法にだんだん性格を変えていくということも考え得るのであります。そういうふうな、あるいはなるかもしれない。助長政策の法律ということになれば、金融の問題であるとかあるいは税制の問題とか、いろいろなこの制度の助長政策を各側面から考えるということになるのでございましょうが、ただいまのところはそういうものを考えておらない。どこまでも健全な発達をするように諸種の弊害を未然にまず除去する、制度の健全化をはかるということに唯一の目的を置いておるのでございませう。

○中村(重)委員 私はなお質問があるわけでありませうけれども、時間の関係がありまして、あらためてあとで質問したいと思ひます。

○中川委員 板川正吾君。

○板川委員 私は機械類賦払信用保険臨時措置法案について主としてお伺ひいたしたいと思ひます。

まず第一に、この機械類賦払信用保険臨時措置法の賦払というものは、割賦販売法でいう割賦とどういう違いがあるのか、その点からお伺ひいたします。

○佐橋政府委員 割賦販売という点については、割賦販売法の割賦とはほとんど変わりはないと思ひますが、法自体

が考えております対象といひますか、私の方が考えておりますのは、一応割賦販売法が一般の消費者を相手にしておられるのに対して、機械類賦払信用保険臨時措置法では中小企業者メーカーを相手にしておる、それから対象となる貨物が、割賦販売法では主として耐久消費財を考えておられるのに対して、われわれの方は設備機械を対象にいたしておる、そういう点で内容的にややねらいが違ふかと思ひますが、割賦販売ということ自体については同様であります。

○板川委員 次に目的と定義ですが、中小企業の設備近代化、機械工業の振興と二つの目的で本法が作られた、こういうふうにあると思いますが、これはどちらに重点があるのですか。

○佐橋政府委員 われわれは中小企業の近代化に資するのと、機械工業の振興に資するのと大体同列に考えております。

○板川委員 中小企業の設備近代化の状況と、大企業のそれと比較した場合、どの程度中小企業の設備近代化というものがおこなれておるか、こういう計数はありませんか。たとえば耐用命数を基準として現在中小企業が持つておる設備の状況と、大企業が持つておる設備の状況との比較といひますか、そういうものはございせんか。

また中小企業が企業並みに設備を近代化するためには資金としてどのくらいの需要があるか、見当つきますか。

○佐橋政府委員 ただいまの御質問であります、概括的には御承知のように大企業の方が資金力、信用力も豊富でありますので、設備の近代化に踏み

切っておるテンボも、あるいはスピードも非常に早いわけでありまして、概括的に申し上げれば、大企業の方が中小企業よりもはるかに近代化が進んでおる、こういうことは申し上げられませんが、機械関係全般について計数的に申し上げるのは、今手元に資料がございませうが、たとえば工作機械なら工作機械について、比較的大きな企業と中小企業との耐用命数、いわゆる機械の考朽化の状況というものは判明いたしておりますので、これは後ほど資料で先のお手元にお送りいたします。

○板川委員 工作機械だけでもいいから一つ言ってみて下さい。それから資金需要はどうです。

○佐橋政府委員 工作機械、金属加工機械、プレスその他等についてお示ししたいと思ひます。

新しい設備需要といひますか、これは機械関係全般といたしまして、大体三十六年度に約三千億ぐらいの設備需要があると考えております。

○板川委員 その三千億程度というのは、本法で指定しようとする考えられておる三種の資金需要、こういうふうに考えていいですか。

○佐橋政府委員 ここで考えておりますのよりも広いのでありまして、本法で指定しようと考えておりますのは、工作機械、プレス、建設機械でありまして、この部分はそれよりもっと少ない数字でありまして、大体本法で予定しておる三種に関する限りは、大体三十六年度のこの三種の販売総額は千五百億ぐらいだと考えております。

○板川委員 この法建によって、いわ

ゆる中小企業でない大企業が割賦で機械を購入した場合には保険にかけることができませんか。それを禁止する条項がありますか。

○佐橋政府委員 この法案によって、大企業が買う場合も保険がかります。と申しますのは、この法律は包括保険形式をとることになっておりますので、いわゆる危険の分散、あるいは保険料率を安くするために、工作機械メーカーが中小企業に売るときだけかけるといふことでは、いわゆる今申しました危険分散——保険料が高くなりまして、包括的にある一つの機種を指定した場合には、その機種を割賦販売契約で売るときには、大企業に売るときも中小企業に売るときも同様で、保険にかかるとあります。

○板川委員 そうしますと、第三条の包括方式で保険をやりますから、大企業でも賦払いをする場合には当然これは保険に入る、こういうことになりませう。それで中小企業の設備近代化のためにこの法律を作ったという目的の一つから考えて、大企業と中小企業がこれを利用する割合というのは、どの程度を考えておりますか。

○佐橋政府委員 私の方はこの法案で考えておりますのは、法の目的に書いてありますように、中小企業の設備の近代化をねらっておりますので、この法案で適用されていくというものは中小企業が大半である、大体九〇%以上は中小企業だ、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 関連してちょっとお伺ひします。

今、板川委員の質問に対して、大企

業が機械を買った場合も保険対象になるんだ、こういうふうにお答えになったんです。それじゃ、本法第三条三項二号の規定はどうなりますか。

○佐橋政府委員 ただいま板川委員の御質問に対してお答えしましたのは、ある一つのことで指定されました機種が大企業に売られる場合でも、中小企業に売られる場合でも保険契約が成立することは同じだと、こう申し上げたわけでありませうが、われわれが考えておりますのは、中小企業向けの機械を主として指定をいたしますので、これはもちろん大企業でも同じような機種を買うということがあり得るわけでありませう。その場合には大企業向けでも同じようにかかる、こういうことでありまして、その場合には賦払いによります割賦の不払いという事故が起きた場合には、当然政府が補償する、こういうことになるわけですから。

○田中(武)委員 この三条三項は、「次に掲げる場合」すなわち一号の場合及び二号の場合「保険契約を締結してはならない」となっているんです。そこで「中小企業の設備近代化及び機械工業の振興に資する」と認められない場合「いわゆる中小企業の設備の近代化と機械工業の振興」というのは並列でなく、どちらかに入るならばいいということでもなく、これは中小企業の設備近代化ということが一つの目的です。だから中小企業の設備近代化でなければ保険契約をできないといっているのと違ふんですか。それならばあなたの言われておる、かりにそれが機械工業の振興にならうとしても、一方大企業がこれを買う場合は、中小企業の設備近

代化にはならない、そういう意味において対象にならない、こういうふうに解するのですが、いかがですか。

○佐橋政府委員 私、田中委員の質問を三条第二項だと思ったものですから、失礼いたしました。三項二号の規定は、本法の目的に照らしまして、大企業だけが買収機械というふうなものは、この保険の対象にしないということを規定したのであります。本法の目的を逸脱しないように、運用について考えて参りたい。私が先ほど来申し上げましたのは、主として中小企業向けに使われる機械でも、もしもそれを大企業が買う場合には、同じく保険にかかる、こういうふうに申し上げたわけです。

○田中(武)委員 私は、それがこの三条三項二号によって締結してはならないという事項にならないのか、こう言っておるんですよ。「中小企業の設備近代化又は機械工業の振興」とはなっていないんですよ。及び「なんです。だから中小企業の設備近代化を目的とし、それがひいては機械工業の振興になる場合以外は、保険契約を締結してはならない、こうなるんですよ。だから中小企業の設備近代化以外、すなわち大企業の場合には、あなたのおっしゃるような保険は、この法律によつては締結できないのですよ。いかがですか、そうじゃないのですか。

○佐橋政府委員 三条三項二号で「中小企業の設備の近代化及び」と「及び」でつないでありますが、これは両方をねらっておりますが、中小企業の設備の近代化に主として役立つのだという場合で、その機械がたまたま大企業に使われる場合でも、これはいわれる包

括契約の形式からいってかまわないというふうな私どもは考えております。○田中(武)委員 この法律の解釈は、あらためて法制局に来てもらつてすることにいたします。

今局長が言つておられるようなことであるならば、昨日以来大臣並びに局長が答弁してきたことは、本法の目的に関する限りうそを言つていたことになりまふ。中小企業近代化のためにいうことを大きな看板としてこの法律をかけるというのです。そうでなかつたら、あとの方が私がきくと言つた機械工業の振興というところに大きなウエイトがかかる。すなわちこの割賦二法案は、ともにマスプロの救済法であるということに、びつたりきてしまふじゃないですか。研究して下さい。これはあなたの答弁が間違つてゐる。

○板川委員 その点ちよつと、この法律で、政令で機種を定める、こういうふうにあるのですが、その定める機種は何と何であるか、もう少し具体的にお願いします。

○佐橋政府委員 これは政令に譲つてありますが、現在三十六年度において指定を予定いたしております機種は、工作機械とプレス機械と建設機械で、ただいま田中委員からの御質疑で私の答えが違つてゐる言われますが、この三条三項二号の規定は「中小企業の近代化及び機械工業の振興に資する」と認められない場合」というふうに規定しております。大企業だけが使う機械、大企業向けと明らかにわかるような機械は入らない、この法では指定しないということを明示したものであつて、中小企業に主として使うもの

を予定しているわけでありまふ。決してうそを言つてゐるわけではないと思ひます。

○板川委員 じゃこういう意味です。か。たとえば工作機械というものが指定される。工作機械にもいろいろあるでしょうが、旋盤、これは工作機械の中に入るでしょう。旋盤のうち六尺旋盤かあるいは九尺旋盤が主として中小企業が使うから、これは今言つたように保険に包括保険で入る。しかしその中で五メートルというやつですか、大きいものは、中小企業、一千万以下の企業ではとても使えぬだろう。そういう種類のものはこの三条の三項の二号で、中小企業の設備近代化のためにはないから、これは保険にかけないことは相ならぬ、こういうことになるのじゃないですか。どういふのです。

○佐橋政府委員 仰せの通りであります。指定をする工作機械というふうにして、指定をいたしますが、実際に政令で指定をいたします場合には工作機械全般ではありません。今板川委員の御質問にありましたように、たとえば価格が非常に高い、あるいは非常に大型の機械である、こういうことで、これはもう明らかに大企業しか使えないというふうなものには指定をする意思はありません。たとえば非常に汎用的に用いられて、しかもきつめて優秀で安い三尺旋盤は指定する。あるいは六尺旋盤の中でも小型のものは指定する。大型のものは指定しない、こういうことになつてゐると思ひます。

○板川委員 この機種を指定する場合に金額に何か標準がございますか。中小企業ということになりますと、今

一千万円以下、三百人以下、こういう基準がございますが、工作機械、鍛圧機械、建設機械の三機種を当面指定しよう。そうすると、指定する場合に金額に一つの基準を置いて考えるのですか。そういうつもりですかどう。

○佐橋政府委員 ここで金額をどれだけにするかというはつきりしたけじめは持つておりませんが、当然価格というものが問題になるわけでありまふ。ただ、若干値段は高いけれども、非常に性能のいい機械であつて、これを中小企業の設備近代化のためにはぜひ使わせたいという機械がありまふれば、価格が多少高くとも指定をするつもりであります。と申しますのは、これは頭金だけ、かりに二〇%なら二〇%払えば、高い機械で性能のいい機械でも、それを中小企業が整備した場合に、その機械の働きによってこれを順次月賦で金を返していく。かりに一千万円の機械でも二百万円払えば、その機械が入手できて、あとはその機械のかせぎであとの割賦を払っていくという趣旨でありますので、多少値段は高くとも、ぜひ中小企業の設備近代化のためには使わせたいという機械があつたならば、それは指定したい、こう考へております。

○板川委員 では金額では別に基準を引かない、こういうことですね。次に、機種を政令で定める場合、割賦販売法では標準条件を定める場合には、公聴会を開く、こういうふうになつておりますが、これは何か意見を開かないで通産省で定める。何か聞くつもりがあるのですか。当面は三機種だろうと思ふんです。しかし将来さ

らにこの機種が拡大されていくと思ふんですが、その場合には、拡大するような必要が生じた場合には、どういふ手続をとつてそれを指定しようとするのですか。その指定の手続について若干お伺ひしたいと思ひます。

○佐橋政府委員 本法にはそういった特別な諮問機関というものを設けておりませんが、先般本院を通過させていたがまだ機械工業振興法に機械工業審議会があるわけでありまして、ここでそれぞれの機種についての合理化計画を立てるわけでありまふ。この法律がねらつております一つのねらいは、機械工業のいわゆる専門化、多量生産化というふうなことをねらつておるわけでありまして、この機械工業審議会に付議いたしまして、どの機種がその目的に沿うかということをお審議願つた上指定をする、こういうふうな考へております。

○板川委員 そうすると機械工業振興臨時措置法の十四条でいう「機械工業審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、主務大臣の諮問に応じ、機械工業の振興に関する重要事項を調査審議する。」ことを適用して、これでおやりになるということですか。

○佐橋政府委員 その通りであります。

○板川委員 次に、割賦販売法の割賦販売と本法のいう割賦販売契約というのはどういふふうに通ひますか。

○佐橋政府委員 私の方が割賦販売契約というものは、二条の二項で定義を定めておりまして、「代金を政令で定める期間にわたつて、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約をいう。」というふう

になっております。割賦販売法の方は、「代金を政令で定める期間」というのが「二月以上」ということになっておると考えておりますが、だからその点が少し定義の仕方が違うわけでありまう。この点につきましては、機械の割賦販売については、まだ典型的な販売方法もありませんし、あるいはここで指定します機種によって、取引の態様も非常に相違がありますので、弾力的に運用するために、必ずしも二カ月以上とかいうふうに限らずに、機種によりまして政令で定めよう、こういう点が定義で違っておる点であります。

責任で売らせるといふふうに、販売部門を分離しておる会社がたくさんあるわけでありまう。そういう場合には、そういう一切を引き取って売るといふ、その販売業者を相手にしようという点であります。場合によりまして、たとえば一つの機種で関東地区の一切の販売権を持っておるといふ販売業者、あるいはさらに十種類の、たとえばダンブカーならダンブカーを作っておるときに、小型のものだけを全部譲り受けて販売するといふような、いわゆるある機種を一括して販売するといふ、メーカーから販売網が独立したような形の販売業者を考へておるわけでありまう。(代理店は違ふのだな)と呼ぶ者あり)代理店は違ふわけでありまう。

なら十種類の機械のうちの小型なら小型のものは一切やるというようなもの、あるいは地域的に独占的に売っておるといふようなものを政令で規定したい、こういうふうに考へておるわけでありまう。

次に三条三項の二号の、先ほどちよつと出ました「保険契約を締結しても、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資すると認められない場合」は、これは先ほどちよつと言ひましたが、そのほかにどういふことが考へられますか。

大企業が一年使つてみた。しかしその後いいものがあつたから、大企業は金にまかして能率のいいものを買おう、一年使つたものを販売業者、買ったところに戻して、それを新しいものに取替へる。こういうことになつた場合、その一年使つた中古品は、地方の中小企業にとつては、それでも設備の近代化になると思ふような場合でも、それは保険にはかけられない、こういうふうに理解してよろしいですか。

〇板川委員 「政令で定める期間」とありますが、具体的にはどういふような内容を考へておるわけですか。

〇板川委員 どうもこの表現がちよつとおかしきありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。

〇板川委員 どうもこの表現がちよつとおかしきありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。

〇板川委員 どうもこの表現がちよつとおかしきありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。

〇板川委員 どうもこの表現がちよつとおかしきありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。もつと適切な表現が他にありませんか。

〇板川委員 次に、第三条で、これは意味がちよつと私にわからぬですが、「機械類の製造業者からその製造するすべての機械類を譲り受けてこれを販売する者その他政令で定める販売業者」に限定する。以下「製造業者等」といふ。この「すべての機械類を譲り受けてこれを販売する者」といふのは、具体的にはどういふ意味ですか。

〇佐橋政府委員 これは、機械メーカーの中には、その販売部門を独立させて、別会社を作つて、自分のところで作つたものを、一切販売会社の方に譲渡する、一部のもの、十種類

〇佐橋政府委員 カッコ書きの方は、その機械メーカーから一切の機械を譲り受けて販売する者、その他政令で定める販売業者、こういうふうに二つに分けてあるわけでありまして、メーカー自身は直売りは一切しない、販売業者を通じて製造する機械類を一切販売するといふ業態があるわけでありまう。そういうものは政令云々の必要もなく、この保険契約の相手方となり得るわけでありまう。その他政令で定める販売業者」といふのは、先ほど申しましたように、一部のもの、十種類

〇佐橋政府委員 本法は新品だけを相手にいたしておらぬわけでありまう。従来中小企業の設備近代化のためにいろいろ金が出ておりましたが、金額の点もありまして、あるいは買ひにくいといふような点もありまして、中古機械を主として中小企業メーカーは買つておるわけでありまうが、そういうことをなくして、新品の機械で性能のいいものを、中小企業に設備させたといふのが本法のねらいでありますので、中古機械は相手にいたしおらないわけでありまう。

〇板川委員 たとえば、これは適切な例かどうか知りませんが、ある旋盤を大企業が一年使つてみた。しかしその後いいものがあつたから、大企業は金にまかして能率のいいものを買おう、一年使つたものを販売業者、買ったところに戻して、それを新しいものに取替へる。こういうことになつた場合、その一年使つた中古品は、地方の中小企業にとつては、それでも設備の近代化になると思ふような場合でも、それは保険にはかけられない、こういうふうに理解してよろしいですか。

その場合当然保険金もらえるわけでありますが、その場合の所有権は販売をした側にあるわけであります。政府の方には代位をいたしませんので、販売業者の方に所有権があるわけであります。

○板川委員　そうすると、そのほかのたとえば一般の場合ですが、保険金が払われた場合でも所有権は政府の方になくて、やはり販売業者にずっとある、こういうふうに考えてよろしいですか。

○佐橋政府委員　その通りであります。

○板川委員　それから第六条ですが、

保険料率は政令で定めるといつておるのですが、政令で定めようとしておるのです、どの程度のことを考えておるわけですか。

○佐橋政府委員　これも機種によって非常に保険事故の状況が違うわけでありまして、いろいろ現在調べておりますが、大体現在私たちが考えておるのは、一％から〇・五％の間であります。

○板川委員　○五％から一％程度と
いうことになるようですが、この割賦
販売法によりますと、第四条の「書面
の交付」の中に記載すべき事項があり
ますが、この指定された機種が割賦販
売法によって指定された商品、こうい
うことになった場合には、割賦販売法
の書面交付の中に保険料率が含まむと
か、あるいは何％入っておるとかいう
ことを表示しなくていいということに
なりますか。これは割賦販売法の立場
からお聞きしたいですが。

○松尾政府委員　割賦販売法第四条の規定は、割賦販売全般に関する規定でございますので、そこまでの、つまり保険料のところまでは特に要求いたし

ておりません。

○板川委員 保険料のことは表示してなくてもよろしい、こういうことですね。

○松尾政府委員　その通りでございます。

○板川委員 本年度一般会計から繰り入れられる金額は幾らですか。

○佐橋政府委員 特別会計を設置するために、一般会計からは二億円の金が出るようになっております。

○板川委員　その特別会計の収支予算、事業内容、これは資料にありますか。――なければその概要を説明して下さい。

○佐橋政府委員　現在予定しております三業種につきまして、本法による保険契約の締結がどのくらいあるかというところでありますが、この三業種の三十六年度の売り上げ見込額は大体千五百

で、この保険料収入が大体四千五百万、それから二億の特別会計への出資金を運用部に預託をします運用益として七百六十万。だから五千二百六十万ということで、本年度は運営して参りたい、こういうふうに考えております。

○板川委員　きのうも議論になったの
ですが、割賦販売法が準用されるとこ
ろ、たとえば所有権留保の推定である
とか、契約解除に関する条項とかは、
この法律に準用されますか。

象と機械舐払いに對する適用對象がいろいろも指定されることになっておりますが、両方の指定を受けたものにつきましては、割賦販売法が当然適用されることに相なるわけであります。た

だ。これは具体的の場合で判断しなければなりません。割賦販売法は、この内容でも御承知のように、いわゆる商人同士の取引の場合には、いずれも経済的に十分知識のあるものでありますから適用を除外いたしておりますが、機械の賦払いの場合には、商人同士の場合であることが多くろうと思えます。そういう差異はございますが、原則的には先ほど申し上げましたような内容でございます。

○田中(武)委員　今の商人同士、こういうことなんだが、機械を製造するメーカーを甲とし、二条の第一項のカッコ内にあるものを乙とし、買入られる中小企業者を丙と見た場合、甲と乙との間は商人同士、しかし、甲と丙、乙と丙、これが商人同士だということが言えますか。

例の点、乙から丙、甲から丙の場合には商人間の取引ではありません。当然に割賦販売法の適用を受けると思います。

○田中(武)委員　そうすると、この保険に予定する割賦販売契約は、商人間における割賦販売契約ということでは原則としてあり得ない。そうでしょう。

○佐橋政府委員　機械の賦払信用保険臨時措置法の関係では、そういう商社同士ということとはほとんどないのであります。ただ、メーカーから商社に売るときは、割賦販売契約がかりにあるとすればそれは適用になります。……。

●**田中(武)委員** さっきの設例による
甲と乙との間は商人間同士になるけれども、それはこの割賦販売法の適用対象にならぬでしょう。

○佐橋政府委員　そう、いうケースはほとんどないと思いますが、あり得ることもあるわけでありまして。と申します

のは、私の方から出しております機械工業のこの賦払いにつきましては、買手に対しては何も言っておりませんの

で、当然販売業者から最終的には中小企業へ売るわけですが、かりにメーカーが販売業者に対して割賦売りをするということは、全然ないことではないわけにあります。

○田中(武)委員 ちよつとおかしいです。買手は主として中小企業に限る、こういう何だけれども、あなたのなさっきの答弁では大企業もあり得るということで、この点はあとでゆっくり

「ならない。あなたは、なり得ると言ったが、そんなことはあり得ないでですよ。かりに、甲乙丙で、甲が乙へ渡して、乙から丙に渡した場合に対象になるというなら、再保険の格好になりますよ。そんなことを考えていないですよ。それは答弁違いますよ。」

Ｃ佐藤政務委員長　田中委員の御質問でありますが、私はあり得る、実際問題としてはないだろうと思いますが、法の建前からただいま言いました甲から乙へかりに割賦で売る、それを乙が中小企業へそのまま売ってしまうということがあり得ると思います。

よ。甲から乙へ渡して、乙がそのまま丙に渡すときには、割賦販売契約というのは甲乙丙の間にどういうように成立するのですか。甲と乙との間に別があり、乙と丙との間で成立するのです。

よ、乙と丙との間のことを、これは保険対象としていなのです。あなたの言うようなことはあり得ないですよ。

○佐橋政府委員　私はありませんと思います。ただいま先生の設例の中で、甲から乙に売られる場合、乙から丙に売られる場合——大部分の場合は甲から丙に売られる場合がこの法律では圧倒的だと思えますが、甲から乙に売るというのが割賦で売られる場合にこれを排除いたしておりませんので、そういうこともあり得る、全然ないとは言えないと私は考えるわけであります。

特定の代理店などは入らないと言っておるが、政令に定める中に入るからしれない、そのことをカッコー内の乙というのですよ。その間ならかりに割賦販売契約をやったとしても、これの対象じゃありませんよ。

○佐橋政府委員 私が生先生の質問を間違えておりました、三条でいっておる販売業者を乙と言われれば、その間の割賦販売というものはあり得ません。

○板川委員 この機械類の賦払信用保険的なものを地方自治体で実施しているところが相当あると思ひますが、その実情は知っておりますか。

○佐橋政府委員 現在大阪府でこれを実施いたしております。それ以外のところは私もまだ調べがついておりません。ほかに計画を持っておるところはあるようでありますが、現在のところ実施しているところは大阪府だけあります。

○板川委員 大阪府で実施しておる制度の内容というのはいくつか御存じですか。

○佐橋政府委員 大阪府で現在実施しておりますのは、中小企業の月賦販売をあっせんいたしまして、その機械代金の回収が不能になった場合、機械メーカーの損失を補償するという制度でありまして、あっせんの対象業者、結局機械を購入する側であります。

これは資本金一千万円以下または従業員三百人以下の中小企業。それからあっせんをいたします機械は、工作機械、金属加工機械、運搬機、風水力機械、熔接機、鍍金装置、試験及び測定機にわたって、非常に多品様な機種を指定いたしております。あっせんの金額は一件につき一機械製造業者当たりの三十万円以上、一中小企業当たりの年

間あつせん総額は千万円以下というところで、三十五年の四月から三十八年の三月末までの三年間を予定期間として、目標額を三十億円にしておられるようであります。こまかいことはありますが、大阪府でやっておられる概要は大体以上のものであります。

○板川委員 大阪府でやっておる制度の補率、保険の代金というものはどの程度ですか。

○佐橋政府委員 これは保険というのでなくて損失補償であります。その料率はそれぞれ月賦期間の長短によりまして差があるようでありまして、四十カ月物二割、三十カ月物一・七割、二十カ月物一・五割ということでありまして、補率は同じく五割であります。

○板川委員 現在大阪でこういう制度を実施しておる。さらに岡山県では本年四月から実施するといわれておる。さらに愛知県、兵庫県、山口県、広島県で近くこれを実施するといえられておる、こういうことになっておるそうですが、この機械類賦払信用保険臨時措置法と、これが二つダブった場合にはどういうふうになるのですか。そのまま両方やってよろしい、こういうことになりませんか。

○佐橋政府委員 各府県でやっております補償制度と本法の保険との間には、実際に七月以降実施するわけでありまして、十分な調整をはかりたいと考えております。と申しますのは、たとえば本法によりまして五〇%の補てんを受けて、さらに県から五〇%と潤を含んだものまでメーカーが補てんをされるというふうなことになります。

と、われわれのねらつておる趣旨でもございせんので、この点につきましまして府県の制度と十分なる調整をはかつて参りたいと考えております。

○板川委員 この調整というものが問題になるのじゃないかと思うのですが、こちらで指定しようという機種は三機種で、それも狭い範囲である。大阪ではそれが比較的広範囲にわたつておる。しかも大阪では一千万円以下、三百人以下の中小企業でなければ貸さない、こういうことになっておつて、ある意味では大阪の方が中小企業のためであり、機種の貸す範囲も非常に広いわけですね。そうすると調整するということになると、どういうふうな調整しようと考えておるのですか。

○佐橋政府委員 私の法律で指定しようとしておりますのは、先ほど申し上げましたように三機種でありまして、このわれわれの指定してない機種について各府県が同じような損失補償をやられても、これは調整の必要はないわけでありまして、ただ同じ機種についてやられる場合には、今言つたように同じ機種について両方から保険なり補償なりがもたらえるという事態が起きますので、その点について必要な調整をするとか、あるいは機種につきましても、できるだけわれわれが片方にねらつております専門化、量産化の趣旨に合せて、府県の方も運用していただきたいと考えておるわけでありまして、いろいろな面で調整する点があると思ひます。この点は今後実際の実施期間までに十分連絡をとりまして、調整をはかりたいと考えております。

○板川委員 つまりこういうことになり

りますか。この法律で定められて、指定されたものは、地方の自治体がやる、そうした補償の仕方は一つやめてもらいたい、これに乗りかえてもらいたい、こういうふうになつて、それでこの法律で指定しない機械類については、地方自治体でそれを補完的にやるのはよろしい、こういうふうな考えでよろしいですか。

○佐橋政府委員 両方で指定する機種が、かりに同じでありました場合でも、各府県でやめていただく必要は一つもありませんので、国がやります保険に、さらに府県が追加補償をされるといふこともあり得るわけでありまして、ただその保険料、補償料が、いわゆる保険価格をオーバーをするというふうなことのないように調整して参りました。こう考えておるわけでありまして、

○板川委員 それから最後に一つお伺いしたいのですが、この法律による割賦販売契約によつて購入した機械類の契約解除に伴う損害賠償等の場合、この割賦販売法を準用するというふうになりますか。

○佐橋政府委員 この賦払信用保険臨時措置法では、損害賠償をするという時措置法では、結局販売業者がその権限を行使するわけでありまして、割賦販売法との関係では、同じ機種が両方に指定された場合には、当然割賦販売法の適用を受けるわけでありまして、

○田中(武)委員 関連して、先ほどの板川委員の質問の中で、局長の答弁にちよつと理解しにくいところがあったのですが、板川委員の質問は、頭金を払わずに機械を引き渡して、その後事故が起きた場合、所有権はどうなるんだ、この質問に対して所有権は販売業者

者にある、こう答えられたんですね。その点についてちよつと整理したいと思ふんです。保険契約の締結の時期、これはどういうときに締結しますか。板川君の言つたようなときに、保険契約が成立しておるかどうか、すなわち保険契約締結の時期です。それはいつになるんですか。

○佐橋政府委員 機種を政令で指定しまして、メーカーが保険契約に参りたというものが適当であつた場合には、年度の初めにそのメーカーと国との間に包括的に契約を結ぶわけでありまして、

○田中(武)委員 年度の初めに、何々機械製作所というところが具体的にどこ、どこ、どこに売るといふことがきまらない以前に、包括的に保険を締結することができ、そういうことなんですか。

○佐橋政府委員 その通りであります。○田中(武)委員 そうすると、幾ら自分のところの機械が売れるかわからない。それに対して大体幾ら売れるかわからぬときに保険価格をきめて、そして保険の締結をやるわけなんですか。具体的契約に基づいてやるのと違つたのですか。

○佐橋政府委員 その年度の初めにあるメーカーが、ある一つの機種をきめた場合に、国としてはそこで包括保険契約を締結いたしまして、今度は実際にそのメーカーが特定のだれそれにかつたという場合に、通知があるわけですね。それに伴つて保険料を納め保険価格が決定する、こういうことになるわけでありまして、

○田中(武)委員 従つていわゆる何々機械製造というメーカーと、国との間に保険を契約しようという予定という

か、その予約は年度前にあつて、具体的保険事実の発生は、販売者が購買者に売って、二条二項でいうところの割賦販売契約ができて、その後発生するのではないのですか。

○佐橋政府委員 国と包括的保険契約を結んだメーカーが、ある特定の需要者に売るといふか、割賦販売契約を結んだときに、具体化するわけであり

○田中(武)委員 国の側からいへば、保険金の支払い義務の発生は、包括保険契約というか、それをきめたときではなくして、二条二項によるところの具体的割賦販売契約ができて、機械を引き渡した後の受け取りの金額に対して義務が発生するのでしょうか。従つて国の保険金額の支払い義務というものは、具体的割賦販売契約ができたその後に発生するのではないですか。そうじゃないのですか。

○佐橋政府委員 仰せの通りであります。実際には保険の責任が発生するのは、事故が起きたときになるわけであり

○田中(武)委員 ここでいう保険事故とは、引き渡し後支払うべき予定金額の支払いができなかった、これが事故でしょう。そうすると先ほど板川委員の言つた引き渡し後事故が発生した場合に、所有権はどうなるかという質問の、その事故というところは、この保険でいう事故で、従つて政府は保険金額を支払いの義務がある、そうお答えになつてゐるわけですね。私のそれに關連して聞かんとすると、その事故というものは、この法律に予定する事故ではなしに、いわゆる事故、不可抗力等々の事故によつて発生したとき

権利関係を聞いておるのだ、こうつたわけですね。ところがそうじゃないらういので、あなたの答えでよくわかつたが、それではこういう場合はどうなつたか。引き渡しをした。その後引き渡したを受けたものの故意または過失なくして、いわゆる善良な管理者としての注意を越えたところの事故によつて消滅した場合の關係は、どうなり

○佐橋政府委員 引き渡し後、その購買者の予期しないいわゆる事故が発生した場合であり、本法は債権債務關係をしばつておるわけでありまして、その購入者が機械は滅失したけれども、お金は払うという場合には事故がないわけであり、金は払わなければならない場合には、この保険事項が発生するわけであり

○田中(武)委員 その場合やはり政府は保険義務を履行する、こういうことですね。

○佐橋政府委員 当然履行いたします。○田中(武)委員 板川委員に対する答弁と私への今の答弁とから考えてみると、やはり引き渡しを終えた。しかし金額、いわゆる価額の代金を完済するまでは、販売者の方に所有権がある。いわゆる割賦販売法の七条で、規定がここに

出ているわけですね。○佐橋政府委員 売り手と買い手との話で、全額完済に至るまで売り手の場合には全額完済に至るまで売り手、持っておる人が多いと思ひますが、これは両方の話し合ひで買手の方に所有権が移る場合も、当然あり得るわけであり

○田中(武)委員 特約のある場合のこゝとを申し上げておるのではないのです。割賦法の特約なきときにおいては、所有権は移転しないものと見なす推定規定なので、だからそれが生きておる。そうするとこの保険法の方の法律の第八條(代金等の回収)の中の最後のところの「当該機械類に關する權利の行使に努めなければならない」といふのは、何を意味してゐるのですか。

それからもう一つは、そういうことによつて買入れたいわゆる中小企業といふ、あるいはこの保険によつて政府が保險義務遂行が終わるまで、他人の所有權のものをかわつて占有して、他人の持つ責任は、他人のものを占有する者の義務という範圍における義務が発生し、それ以外の場合にはいわゆる管理義務は免れる、こういうことになり

○松尾政府委員 その通りでございます。○板川委員 大臣にちよつとお伺ひしますが、この機械類賦払信用保險臨時措置法についてですが、この目的については再三大臣も言われましたように、中小企業の設備の近代化、それから機械工業の振興のためにこの法律を作つた、こういうことでもあります。われわれの方ではそのいすれに重点があるか

というところ、機械工業振興すなわち大企業との振興の方に重点があるのではないかと、こういう考え方を持つわけですが、その一例としては、たとえばこれと同じような制度が大府で現在やつてゐるのです。それには一千万円以下、三百人以下の中小企業でなければ借り

れない。この保險をかけられない、補償しない、こういう制度になつてゐるのです。ところがこの法律によりますと機械を、六尺旋盤なら六尺旋盤の指定をしますと、六尺旋盤が大企業で大量に使つても保險にかけられる、割賦販売契約が成立すれば保險はかけられる、こういうことになつて、大企業が十分利用できる抜け道があるのではないかと。これはどうも法案のいかに何か中小企業の設備の近代化じやなくて、機械工業振興にあるのではないかと、機械工業振興を持つのですが、この点に對して大臣のお考えはどうですか。

○椎名國務大臣 あくまでやはり中小企業向けの設備機械を中心とするのでございまして、この制度のねらいは、中小企業の設備の近代化助長というところに重点があるのであります。しかし先ほど局長からお話したように、大企業が機械をほんとうに賦払いで買ひ付けるといふようなことは、私はあまり必要性がないものと思ひますけれども、しかしこの制度の恩典に浴するといふことは排斥すべきではない。危険分散の意味からいつても、また中小企業向けの機械の専門生産というものを助長する意味においても、そういう場合は奇特な行為としてこれを受け入れるだけのやはり雅量を持つた方がよろしい、こう思ふのであります。

○田中(武)委員 もう昼も回りましたので、ここで私は大臣と局長の意見の食い違ひを追及しようと思ひませんが、大臣、あなたが中座しておられるときに、局長の答えられた答弁と、今あなたの言われたところとは若干の食い違ひがあります。次の委員会までに調整していただいて、はつきりした点

を御答弁いただきたい。
○中川委員長 この際暫時休憩いたします。
午後零時十九分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかつた〕